

VII 東京都立臨海青海特別支援学校管理運営規程

30臨特第2号
平成30年11月2日
校長決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立臨海青海特別支援学校(以下「本校」という)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として電子文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く)を指揮監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く)を指導、監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務をつかさどり、経営企画室の所属職員を指揮監督する。

第8 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営・庶務・経理及び施設その他の事務とする。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次の通りとする。(ただし、特別の事情がある時は、その一部を置かないことができる。)

1 部

教務部、生活指導部、スクールバス部、行事部、情報教育部、保健・給食部、研究・研修

部、教育支援・進路指導部を置く。校長が必要と認めた時は、各分掌に主任・副主任を置くことができる。

2 学部・学年

小学部・中学部を置く。校長が必要と認めた時は、学部に主任・副主任を、学年に主任を置くことができる。

3 教科等

小学部 国語、算数、音楽、図画工作、体育、道徳科、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、社会性の学習を置く。

中学部 国語、数学、社会・理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、社会性の学習を置く。

4 委員会

危機管理対策委員会、防災教育推進委員会、学校保健委員会、学校給食運営委員会、業者選定委員会、ホームページ管理委員会、教育課程検討委員会、安全衛生委員会、省エネルギー委員会、学校開放事業等準備委員会、学校いじめ対策委員会、ハラスメント防止委員会、アレルギー対応検討委員会、学校サポートチーム並びに医療的ケア安全委員会、プール実行委員会、青い風実行委員会を置く。

5 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会を置く。

6 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

7 その他

校長が必要と認めた時は、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画・立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員連絡会における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運勢を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、保健主任、学部主任とする。なお、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。

3 開催

定例会は、週1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他

必要な事項は、校長が決定する。

第11 経営会議

1 目的

経営会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、円滑な学校運営に関する調整及び調整が必要と認める事項を行う。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長

3 開催

定例会は、原則として週一回とし、必要に応じて開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

第12 予算調整会議

1 目的

予算調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針及び予算編成指針に基づき、校内予算の企画立案及び連絡調整、その他校長が必要と認める事項を行い、効果的かつ効率的な予算執行を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、学部主任、経営企画室担当

3 開催

必要に応じて開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他

必要な事項は、校長が定める。

第13 主幹会議

1 目的

主幹会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学部及び分掌等の円滑な運営に関する連絡調整及び校長が必要と認める事項を行う。

2 構成員

副校長、主幹教諭

3 開催

定例会は、原則として週1回とし、必要に応じて開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他

必要な事項は校長が定める。

第14 職員連絡会

1 目的

職員連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員連絡会に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、連絡会の要旨を会議録として取りまとめ、連絡会

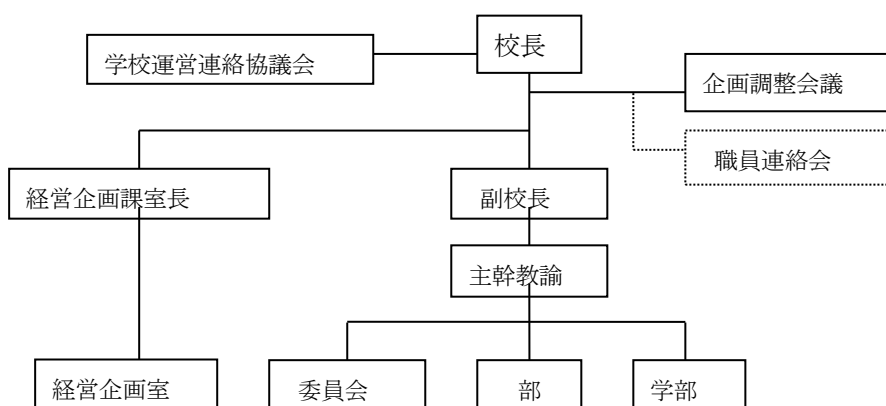
終了後、直ちに会議録を校長に提出し、連絡会の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運 営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、事前に企画調整会議を経る。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員連絡会において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第15 学校組織

学校組織図は次のとおりとする。校務分掌は、別表のとおりとする。



第16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第17 予算

校内予算の編成及び執行等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民の閲覧に供することができるように整備する。

附則 この規程は、平成31年（2019年度）4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 第2 ただし、個人情報に関わる事案については紙文書により行うことができるを削除する。

第9の1 部に総務部を加える。

第10の2 構成員に分掌主任を加える。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 第9の1 部に保健給食部、研究・研修部を加える。

第10の2 構成員から分掌主任を削除する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則 第9の1 部の総務部と教育支援部を削除し、行事部、情報教育部、教育支援・進路指導部を加える。

- 第11 経営会議の構成員から経営企画室長を削除し、主幹教諭、学部主任を加える。
第13 主幹会議を削除する。
第14 職員会議から、第18 情報開示までの番号を順次1ずつ繰り上げる。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則 第9 校務分掌組織

- 1 部 スクールバス部を加える。
4 委員会 セクハラ防止委員会をハラスメント防止委員会に変更する。
プール実行委員会、青い風実行委員会を加える。
第13 主幹会議を加える。
第14 職員会議から、第18 情報開示までの番号を順次1ずつ繰り下げる。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。